

マイナンバー利用時の本人確認書類について

日本電子健康保険組合に申請して頂く各種申請書には「マイナンバー記載欄」が設けられているものがあります。マイナンバーを記入することで公的給付金を受け取るための口座としてマイナポータル等に事前登録した口座を、健康保険に係る保険給付等についても、被保険者が申請手続きの際に金融機関名称や口座番号等を記載することなく保険給付金を受給できるようになります。

※公金受取口座の利用同意とマイナンバーの記入は任意です。

これまで通り保険証の記号・番号をご記入頂ければ、マイナンバーを記入する必要はありません。

日本電子健康保険組合が被保険者・被扶養者からマイナンバー（個人番号）を記載した申請書等の提出を受付ける際に、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」16条に基づいて「本人確認」をさせていただきます。

本人確認は、「番号確認（正しいマイナンバーであることの確認）」と

「身元（実存）確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）」の2つの確認を行う必要があります。

それぞれ添付して頂く書類の組み合わせは、以下の通りです。

「番号確認書類」①または②から1点と、「身元（実存）確認書類」①または②または③から必要点数をご用意ください。

番号確認	身元（実存）確認
①マイナンバーカード（個人番号カード） のうら面	①マイナンバーカード（個人番号カード） のおもて面
または ②以下の書類から1点 ・通知カード もしくは ・個人番号が記載された住民票の写し、住民票 記載事項証明書	②以下の書類から1点 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障がい者手帳、精神障がい者保険福祉 手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書
	③以下の書類から2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書